アムネスティ・インターナショナル

イラク:パレスチナ難民への人権侵害

日本語訳

(英文オリジナルタイトル: Iraq: human rights abuses against Palestinian refugees)



2007年10月1日 AI INDEX:MDE 14/030/2007

アムネスティ・インターナショナル国際事務局 1 Easton Street, London WC1X 8DJ, United Kingdom アムネスティ・インターナショナル日本 101-0054 東京都千代田区神田錦町 2-2 共同ビル4F

1	はじめに	2
2	背景	4
3	武装グループによるパレスチナ人の拉致、人質行為、拷問、殺害	8
4	イラク治安部隊によるパレスチナ人の逮捕と拷問	12
5	イラク/シリア国境にあるキャンプの状況	15
6	国際法	18
7	結論	21
8	勧告	22

本報告書の翻訳は東京 YWCA 国際語学ボランティアグループ (いるぶ)の加藤美恵子さん、小泉延枝さん、芝田貞子さんが担当されました。

イラク:パレスチナ難民への人権侵害

1 はじめに

一人の鍛冶屋が地元のレストランに食事に出かけたまま帰ってこなかった。 2 日後、死体 安置所で発見された遺体には拷問の跡が残っていた。 5 人の子どもを持つ既婚の商人が武 装した男たちに拉致され、車の中には彼の 2 人の子どもが残されていた。その後、彼は射 殺され、遺体は道路に放置された。あるタクシー運転手はガソリンスタンドで待っている ところを武装した男たちに拉致された。 2 日後、犯人は彼の携帯電話を使って、家族に遺体を死体安置所に取りに来るように言った。遺体には、ドリルで開けられた穴など明らか な拷問の跡があった。兄弟 2 人を含む 4 人の男たちがイラク治安部隊に逮捕された。同じ 月、バグダッドでの爆破事件を自白する彼らの姿がテレビで放映された。彼らが、ケーブルで殴られたり、電気ショックを受けたり、タバコの火で焼かれたりといった拷問を 27 日間にわたって受けたことが明らかになった。彼らは 6 件の爆破事件の自白書にサインしたが、そのうちの 5 件は実際には起きていなかった。

このようなひどい虐待の犠牲者にはひとつの共通点がある。彼らがパレスチナ人であることだ。2003年の米国主導の侵攻以来イラクで起きたあらゆる暴力の中で、パレスチナ人がターゲットになっていること、そして、彼らの被害が増大していることはほとんど報告されてこなかった。

2003 年の米国主導の侵攻以来、イラクにいる多数のパレスチナ難民」が殺されてきた。ほとんどが武装グループに拉致され、遺体は2、3日後に死体安置所で見つかるか道路に捨てられていた。そして、遺体の多くは手足を切断されていたり、明らかな拷問の跡があった。多くのパレスチナ人が、「国を離れる、さもないと死ぬことになるぞ」と警告する脅迫文を受け取った後、主にバグダッドから家を捨てて逃げてきた。イラク内に隠れている人もいるが、残りの人は、窮状に対する明確な解決策も無いまま、イラクとシリア国境近くの仮設キャンプに足止めされている。また、反政府活動への関与、またはスンニ派反政府勢力とのつながりなどの容疑で、イラク治安部隊または多国籍軍(MNF)によって逮捕、拘禁されているパレスチナ人もいる。逮捕された人の大部分は起訴されずに釈放されている。

¹ イラクにおけるすべてのパレスチナ人 なんとかイラクから逃げた人たちや、シリア 国境で足止めされている人たちを含めて は難民とみなされる。

しかし、多くの人が拘禁中に拷問または何らかの虐待を受けたと話した。

パレスチナ難民はシーア派に属する民兵のターゲットになってきた。パレスチナ人の民族的背景と、彼らがサダム・フセインの旧バース党政権下で優遇されたとみなされているのがその理由である。イラクが混乱に陥り、シーア派とスンニ派の宗派間の紛争が激しくなるにつれて、パレスチナ人はさらに攻撃されやすくなった。イラクのシーア派やスンニ派の共同体と違い、パレスチナ人は自分たちを守ったり、攻撃する者に報復したりする武装グループや民兵を持たないからである。シーア派の一部の宗教団体は、パレスチナ人をイラク軍や多国籍軍に対抗する反政府勢力と結び付けようとした。アラブ諸国から何百人ものスンニ派の志願兵がイラクに入り反政府勢力に加わったことが、シーア派を中心としたイラク人に強い反スンニ派アラブ感情を引き起こしている。

シリアとの国境近くのキャンプにいるパレスチナ人を含め、まだイラクにいる約1万5千人のパレスチナ人は、法的に中途半端な状態にいる。彼らは、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)によって難民として認められた。しかし、この地域内外で彼らの再定住を受け入れようとする国はほとんどない。これまでのところ、イラク政府と多国籍軍はパレスチナ人を適切に保護できないでいる。

この報告書はイラクにおけるパレスチナ難民が置かれた危うい状況を調査したものである。 パレスチナ難民グループの歴史的背景、彼らに対しておこなわれている重大な人権侵害、 イラクとシリア国境近くのキャンプ、特にアル・ワリードとアル・タンフ・キャンプ内の 愕然とするような状況などについて記述している。他に勧告があるなかでもとくに、アム ネスティ・インターナショナルは以下を要求する。

イラク政府は、イラクにいるすべてのパレスチナ人を保護し、アル・ワリードとアル・タンフ・キャンプの難民に直ちに援助を提供し、パレスチナ人に対する攻撃と人権 侵害を調査し責任者を裁判にかけ、パレスチナ被拘禁者を承認できる刑事犯として 起訴するか、そうでなければ釈放する。

多国籍軍は、イラクにいるパレスチナ人を保護・援助し、拷問やその他虐待に対する 十分な防衛手段が機能するまで、いかなるパレスチナ人および他の被拘禁者もイラ ク治安部隊に渡さないようにする。

シリアとヨルダン政府は、虐待からの保護を求めてイラクから来るパレスチナ難民の 入国を認め、偽造パスポート使用の理由で彼らを罰しないと保証し、彼らの人権を 尊重し、保護する。 **米国およびイギリス政府、そして国際社会の他のメンバー**は、イラクからのパレスチナ難民の再定住を積極的に援助する。

イラクの武装グループのリーダーは、パレスチナ難民と他のすべての市民に対する、拉致、人質行為、処刑、拷問、その他の虐待、殺害や拉致の脅迫などの攻撃を直ちに止め、国際人道法を尊重することを公式に約束し、市民に対する攻撃は容認されないことを戦闘員や支持者に対して明確にする。

イラク内外の宗教指導者とコミュニティリーダーは、武装グループによるパレスチナ難 民やその他市民に対するすべての攻撃を公式に非難し、やめるよう呼びかける。

2 背景

1948 年のイスラエル国家創設以後、何千人ものパレスチナ人がイラクに避難した。最初のグループはハイファやヤファ周辺の村から来た。その後、イラクへのパレスチナ移民の波は 1967 年のアラブ・イスラエル戦争後と、1991 年の湾岸戦争後に起きた。湾岸戦争のとき、何千人ものパレスチナ人がクウェートから追放された。2006 年 5 月、UNHCR は 3 万 4 千人のパレスチナ人がイラクに住み、その大部分がバグダッドに、そして一部がモスルとバスラに住んでいると推定した。2003 年にはバグダッドの国連本部爆破事件で死者が出たのを受け国連スタッフは避難したが、この事件前に UNHCR はイラク内のパレスチナ人のうちバクダッドにいる 2 万 3 千人を登録していた²。

1948 年のアラブ・イスラエル戦争後、パレスチナ難民への緊急支援のために 1949 年 12 月に国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)が国連総会決議 302 によって設立された。 UNRWA のマンデート(権限)は定期的に更新され、「パレスチナ難民」に対する基本的な教育、医療、救済サービスを含む援助が継続して提供されている。「パレスチナ難民」は UNRWA によって以下のように定義されている。

「1946 年 6 月から 1948 年 5 月までの間、通常の居住地がパレスチナにあり、1948 年のアラブ・イスラエル紛争の結果、住居および生計を立てる手段の両方を失った人… この難民の定義は 1948 年に難民になった人の子孫も含む。登録されたパレス

 $^{^2}$ UNHCR ブリーフィング・ノート、2006 年 5 月 2 日 (イラク: UNHCR はパレスチナ人に関するグランド・アヤトラ (最高指導者) のファトワを歓迎する); UNHCR: 覚書、イラクのパレスチナ人を保護し国を逃れてきた人たちへの人道的解決を求める、p. 1,

 $[\]underline{http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home/opendoc.pdf?tbl=SUBSITES\&id=45b9c167}$

チナ難民の数は 1950 年には 91 万 4 千人だったが、2005 年には 440 万人以上と大幅 に増え、さらに人口の自然増加に伴い増え続けている」³

UNRWA の権限は、ヨルダン、レバノン、シリア、ガザ地区、ヨルダン川西岸地区に住むパレスチナ難民に限られている。その他の国にいる国外追放されたパレスチナ人、および、特に 1967 年のアラブ・イスラエル紛争によって行き場を失ったパレスチナ人も難民とみなされているが、彼らは UNRWA の活動地域に入っていない。こうした人たちの保護に取り組む責任を負う機関は UNHCR である。

パレスチナ難民は、その窮状を打開する永続的解決がない状態が続き、世界最大の数と最も長期にわたる難民である。現在はイスラエルやイスラエル占領下のパレスチナ領土 (OPT)となっているところを離れるとき手放さなければならなった土地や家に、近い将来帰れる見通しは事実上無い。たとえ国際法の下で確立した帰還する権利があってもである⁴。

UNHCR の権限は、UNRWA の活動域内で UNRWA に登録されているパレスチナ人には及ばない。しかし、シリア国境のキャンプに今も足止めされている 2,100 人を超す難民をはじめ、イラク内のパレスチナ難民は UNRWA に登録されていないのだから、UNHCR.の権限内である。

イラクは 1951 年に採択された「難民の地位に関する条約」(「難民条約」)を批准していない。歴代イラク政府は、パレスチナ人に難民の地位または市民権を認めておらず5、家あるいは土地の所有を禁じている。しかし 2003 年の米国主導によるイラク侵攻以前は、パレスチナ人は社会サービスを十分受けることができた。例えば、特別な旅券が交付され、居住許可が与えられ、また、働くことも許され、医療や教育を含む社会サービスを全面的に受

http://www.un.org/unrwa/refugees/whois.html

³ 国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)による http://www.up.org/uprwyo/refugeeg/whoig.html

⁴ アムネスティ・インターナショナルは、強制的に追放された人たちが自分たちの国へ帰る権利が認められることを要求する。帰還の権利は、直接に強制退去させられた人とその近親者だけでなく、国連自由権規約委員会が言う、その土地と「密接で永続的な関係」を保っている彼らの子孫にも適用される。同じ原則が、かつてイラクの市民だったがそこから逃げたり、強制退去させられたりしたイスラエル市民にも適用される。もしイスラエル人がそのような国と本当の結びつきを保っていて、帰ることを望むなら、彼らにもそれが許されるべきである。

^{5 1965} 年 9 月 11 日に採択されたアラブ連盟決議に従い、ほとんどのアラブ諸国はパレスチナ難民が帰還する権利を侵害しないようにこの立場をとっている。

けることができた。パレスチナ人の多くはイラク政府が提供する国有アパートに住み、それ以外の人たちは民間のアパートに住んでいたが、イラク政府による家賃の補助があった。このような民間アパートを所有する一部のイラク人は、パレスチナ人が居住できるように安い家賃で社会問題省に貸すよう政府から圧力をかけられたといわれている。バクダッドのパレスチナ人は主に、アル・バラディヤ、アル・フリア、アル・ドゥラ、ハイ・アル・サハ、ハイ・アル・サラム、テル・モハマド、ハイ・アル・アミン、アル・タニヤなどの地区に集中していた。

2003 年 4 月のバクダッド陥落直後から、パレスチナ人は武装集団によるさまざまな形の虐待、脅迫、殺害の脅し、拉致のターゲットにされるようになった。また、スンニ派反政府グループに関わっている、あるいは支持しているという容疑でイラク軍や多国籍軍による恣意的逮捕、拘禁、拷問、虐待などを受けた。アル・サドル師の信奉者とイラク・イスラム革命最高評議会(SCIRI)はシーア派の2 大政治勢力であり、こうしたシーア派の政治宗教グループをはじめとする多くのイラク人シーア派は2003 年以前にパレスチナ人が受けてきた優遇に腹を立てた。この2 つのグループのそれぞれの軍事組織である、マハディ軍とバドル組織が市民に対する、拉致、人質行為、拷問、不法殺害(拉致した人の殺害も含む)など甚だしい人権侵害に関与してきた。

イラク人が所有する賃貸アパートに住んでいたパレスチナ人家族は家主から強制的に退去させられた。また、パレスチナ人はマハディ軍に属するといわれる武装集団により拉致、 拷問、殺害されたり、逮捕、拘禁されてきた。

何百というパレスチナ人家族がイラクを逃れ国境を越えてヨルダンへ行こうとした。ヨルダン政府はヨルダン人と結婚したパレスチナ難民 386 人の入国を認めたが、他のパレスチナ人の入国を拒否した。何とかヨルダンに入国を果たした一部のパレスチナ難民は、国境から約 50 キロ離れたアル・ルウェイシェド・キャンプにイラン・クルド人と一緒に収容された。こうしたパレスチナ人はこのキャンプにほぼ4年間とどまった。キャンプが劣悪な生活環境であるため UNHCR は 2006 年にこのキャンプを閉鎖しようとしたが、この地域で難民を受け入れる国はなかった。最終的に、カナダとニュージーランドがそれぞれ 54人、22 人のパレスチナ難民の受け入れに同意した。残りの 97 人については、ブラジルでの彼らの再定住にブラジルが同意した 2007 年 7 月までキャンプにとどまった。UNHCR によれば、この一団の移送は 2007 年 9 月中旬に予定されている6。

イラクにとどまっているパレスチナ人は2ヵ月に一度内務省で在住許可証を更新しなけれ

^{6 2007} 年 7 月 3 日におこなわれたジュネーブ国連欧州本部におけるジェニファー・パゴニスの記者会見。

ばならないが、その際職員から脅迫や屈辱を受けていると報道されている。許可証は必須であり、これがないと検問所で逮捕されるリスクが非常に高い。

イラク政府高官の一部の発言は反パレスチナ感情を扇動している。UNHCR は 2005 年 10 月、難民問題を担当するイラク避難民・移民省大臣がパレスチナ人のイラクからガザへの追放を求めた発言に懸念を表明した7。

パレスチナ人の状況は2006年2月22日のサマラのシーア派寺院爆破以降大幅に悪化した。この爆破に関する犯行声明はまだ出されていない。爆破はイラク内でのシーア派とスンニ派イスラム教徒の広範囲にわたる宗派間闘争を引き起こし、数千人もの市民が殺害される結果となった。パレスチナ人がこうした殺害の対象とならなかったわけではなく、それどころか、パレスチナ人に対する憎悪が高まり、爆破後何週間も何ヵ月もさまざまな攻撃を受けた。2006年3月、およそ180人のパレスチナ人がバクダッドを脱出しヨルダンとの国境に行ったが、ヨルダンへの入国を認められなかった。この集団のなかにはさらに近親者が合流した家族もいたが、結局2006年5月にシリアが受入に合意するまで全員が国境で足止めされた8。2006年4月22日、シリア政府はUNRWASの指揮下でパレスチナ難民を歓迎すると発表した。イラクの治安状況のため、移送の準備には2週間かかったといわれている。百人を超える女性と子どもを含むパレスチナ人305人は、イラク国境近くの北東シリアにあるアル・ハッサカ行政区域内のアル・ホール難民キャンプに落ち着いた9。

さらに、シリア・イラク間の緩衝地帯にあるアル・タンフ・キャンプに約 400 人、シリア との国境から 3 キロにあるイラクのアル・ワリード・キャンプにも約 1,550 人のパレスチナ人がいる。

UNHCR の推定によれば、1万5千人弱のパレスチナ人がまだイラク内で生活している。イラクの治安状況が悪いことから、おそらく全員がイラク脱出を希望していると考えられる。これらのパレスチナ人はとくに、殺害、拉致、人質行為、恣意的拘禁、拷問やその他の虐

⁷ Gabriella Wenger and Michelle Alfaro: 「イラクのパレスチナ難民は保護を受けられるか」("Can Palestinian refugees in Iraq find protection?") *Forced Migration Review* 26 号 p. 19 (2006 年 9 月 4 日発行) http://www.fmreview.org/FMRpdfs/FMR26/FMR2609.pdf ⁸ UNHCR ブリーフィング・ノート、2006 年 5 月 2 日

 $[\]frac{http://domino.un.org/UNISPAL.NSF/db942872b9eae454852560f6005a76fb/d6ee7b3f6c9}{5b3f6852571620049ab35!OpenDocument}$

⁹ パレスチナ・モニター「イラク・ヨルダン国境での 2 ヵ月後パレスチナ人はシリアに入国が認められた」("Palestinians allowed into Syria after two months on the Iraq-Jordan border")2006 年 5 月 9 日。

 $[\]underline{http://www.palestinemonitor.org/nueva_web/updates_news/pngo/palestine_syria_jordan}.htm$

待など人権侵害を受けやすい。多数のパレスチナ人が偽造したイラクパスポートでイラクを脱出したとみられるが、そのほとんどの人たちの行方はわからない。UNCHR に支援を求める人は、とくにアジア諸国ではごく少数とみられる。

3 武装グループによるパレスチナ人の拉致、人質行為、拷問、殺害

2003年のイラク戦争以後イラクで殺害されたパレスチナ人の正確な数はわからない。パレスチナと国際中東メディアセンターの共同声明は2007年初頭までにイラクで殺害されたパレスチナ人は320人以上としている¹⁰。一方、UNHCR は2004年4月から2007年1月までに少なくとも186人のパレスチナ人がバクダッドで殺害されたのが確認されていると述べた。レバノンにいるパレスチナ解放機構(PLO)の代表は、2007年1月24日にアムネスティ宛に、2003年以降イラクで殺害されたとする500人にのぼるバレスチナ人のリストを送ってきた。

パレスチナ人を標的にした攻撃の激化を受け、イラクのシーア派最高権威で宗教指導者であるアヤトラ・シスタニは、パレスチナ人へのあらゆる攻撃を禁止しイラク当局に彼らの保護を求めるファトワ(布告)を 2006 年 4 月 3 0 日に発行した¹¹。しかし、ファトワはほとんど何の効果もなく、パレスチナ人に対する暴力は依然として衰えることなく続いている。

サマラのシーア派寺院が爆破された 2006 年 2 月 22 日、パレスチナ人兄弟**ナザールとジヤド・アブデル・ラフマン**はバクダッドのアル・アミン地区のマハディ軍とみられる兵士により拉致された。3 日後、明らかに拷問の跡が残る彼らの死体が死体安置所で発見された。

同じ2月22日、**サミール・カレド・イサ・アル・ジャヤブ**はアル・バラディヤにある学校 に息子を迎えに行ったまま戻らなかった。3日後、死体が死体安置所で見つかった。報道 によれば、アル・ラフィダン警察署の警官がバクダッドのアル・サドル市で死体を発見し 死体安置所まで運んだと家族に伝えられた。死体には明らかな拷問の跡があった。

サミール・アル・ジャヤブの親戚で、結婚して子どもがいる 35 歳ぐらいのモハマド・アル・ジャヤブは 2006 年 2 月末にアル・バラディヤの職場から武装した男たちに拉致された。報道によれば犯人は家族に電話をかけ解放の身代金として 2 万ドル要求したという。交渉の

¹⁰ 国際中東メディアセンター「イラクのパレスチナ難民への攻撃が続く…」("Attacks against Palestinian refugees in Iraq continues…") 2007 年 2 月 14 日。 http://www.imemc.org/article/47012?print_page=true

¹¹ http://www.sistani.org/local.php?modules=extra&eid=2&sid=124

末、家族は1万ドル払ったが、拷問の跡がある彼の死体が家族の元に届けられた。

31歳の鍛冶屋サバ・アブデル・カデール・アブデル・カレドクは2006年5月16日にハイ・アル・サラム地区の自宅近くの地元市場に夕食に出かけたまま戻ってこなかった。家族が近所の人たちに聞き込みしたところ、複数の人が5月16日の夜に死体が見つかったことを教えてくれた。5月18日に家族はバクダッドの法医学局の死体安置所で彼の死体を確認した。死体はバクダッドのアル・イスカン地区で発見され、頭部に銃弾を受けていたと伝えられた。死体には拷問の跡があったという。

バクダッドのアル・ジャミア地区に住む 23 歳のナデーム・イブラヒム・モハムンドは 1991年に家族と共にクウェートからイラクに逃げてきた。2007年1月には再びアル・ワリード・キャンプに逃げた。アムネスティに語ったところによれば、彼は癌にかかっており心臓に問題がある。イラクの衛星放送局バクダッドテレビで働いていたが、テレビ局は爆破された12。バクダッドを去る1ヵ月前、仕事を辞めなければ深刻な事態になるという脅迫のEメールを受けた。メールの署名はイラクのアルカイダだったという。数日後、文書のメッセージが自宅に届いた。「24時間以内に去らなければ…」という内容だった。署名はなかったが、メールを送ってきた同じグループかあるいはシーア派武装集団による脅迫と考えている。彼はすぐに家族、両親、兄弟、姉妹と共にバクダッドを離れ、国境に向かった。2007年4月、キャンプの医者が紹介してくれたアル・カイム病院に彼は 24時間入ったが、病院には治療に不可欠な設備や医薬品がなく、痛み止めを投与されただけだった。アル・ワリード・キャンプに戻る前に家族はアル・カイムのレストランに行った。そこで彼らは「テロリスト」もしくはアラブの志願兵と思われたため、警官や治安部隊に逮捕すると脅された。自分たちはアル・ワリード・キャンプのパレスチナ難民だということを治安部隊に納得させるのにかなり時間がかかった。

結婚して2人の子どもを持つ37歳の警備員ジヤド・モハマド・アブドゥラは、2006年11月28日カラダ地区にある職場に向かって歩いている時に武装集団に捕らえられ、連れ去られた。翌日、彼を人質にとっているという男たちからの電話を受けた家族は身代金として6万ドルを要求された。10日間にわたる交渉の末、家族は身代金を6,500ドルまで減額し、兄弟が身代金を持ち犯人たちに会うためにアル・ウバイディ地区の約束の場所に車で向かった。彼がそこに着くと、明らかに跡をつけてきた5人の武装した男たちが到着した。彼らは身代金を取り、彼に帰るように命じ、人質は2時間後に解放されると言った。しかし

^{12 2007} 年 4 月 5 日、自爆犯が運転する爆発物を積んだトラックがアル・ジャミア地区のテレビ局正面玄関近くで爆発した。テレビ局副部長が死亡したほか 12 人が負傷した。テレビ局は大きな被害を受けた。テレビ局は、政治プロセスに参加したイラク最大のスンニ派政党イスラム党が運営している。

解放されなかった。家族はさらに別の同様の身代金要求を受け、 2 回にわたり 4,000 ドルと 1,000 ドルを払った。2007 年 6 月現在、ジヤド・モハマド・アブドゥラの安否や行方は わからないままだ。

アル・マンソール地区に住む 35 歳の既婚で 2 人の子どもを持つタクシー運転手**アイセール・バディ・フセイン**は 2006 年 11 月 29 日にマハディ軍とみられる武装集団に拉致された。犯人はタクシーを奪い彼を連れ去った。拉致された日にアイセールの携帯電話を使って何者かが親戚に電話をかけ、彼がスンニ派かシーア派かと尋ねた。親戚はシーア派だと嘘をついた。その後 12 日間何も連絡がなかった。家族は警察やバブ・アル・マーダム地区の法医学局の死体安置所などに行ってみたが何の手がかりもなかった。2006 年 12 月 11 日、家族はハイ・アル・カドゥーラ地区の警察から死体が発見されたという知らせを受けた。家族は死体安置所に行き、確かに死体がアイセールのものだと確認した。兄弟の一人はアムネスティに、彼や他の男の親戚は拉致や殺害を恐れて死体安置所に行きたがらなかったと語った。死体を引き取るのに役人にわいるを渡すためのお金を持たせて女性の親戚を行かせた。死体には明らかに拷問の跡が見られ、兄弟によれば、体の各所にドリルや電気ショックを使った跡や打撲によるあざがあったという。

アイセールの兄弟の一人、37 歳の**ライド・バディ・フセイン**は 2006 年 3 月に拉致され、5 日間人質として拘束された。家族が身代金 6,000 ドルを払った後で解放された。監禁中拷問を受けたという。

ハイ・アル・サラム地区に住む既婚で5人の子どもを持つ46歳の商人、**ハムド・アリ・モハマド・アル・ハノウティ**が2007年3月13日夜7時頃、自分の車を運転して同地区を走行中に一台の車が前に止まった。その車から4人の武装した男たちが出てきた。男たちは同乗していた彼の2人の子どもを残して彼を車から引きずりおろし連れ去った。目撃者が家族に語ったところによれば、彼はシーア派が圧倒的に多いアル・イスカン地区に連れてゆかれ、4人の武装グループによって射殺されたという。死体は道路に放置されたままだった。翌日、家族はバクダッドの法医学局の死体安置所で死体を見つけた。

パレスチナ人が多数住む地域、とりわけアル・バラディヤなどへのミサイル攻撃により多くのパレスチナ人が殺害され、あるいは重傷を負った。2006年2月2日、アル・バラディヤ地区内の地域に2発のミサイル攻撃がおこなわれ、2人のパレスチナ人、機械工のモハマド・アリ・フセイン・アル・ニミールと取引先で同じビルにいたフェラス・ジャビル・メサードが負傷した。モハマドは左腕と右足に重傷を負った。彼は武装勢力からイラクを去るよう命じられ、去らなければ殺害すると脅迫を受けていた。2006年7月17日に彼はバクダッドを去りシリアに行った。シリアには偽造パスポートで入国したため6ヵ月間拘留

された後イラクに強制送還された。フェラスは 2007 年 1 月 27 日に再度バクダッドを離れた。2 人とも今はアル・ワリード・キャンプで暮らしている。

報道によれば、2006 年 12 月 13 日に民兵がアル・バラディヤ地区のパレスチナ人居住区を約3時間にわたり砲撃したという。これにより、**アイシャ・アフマド・イシャク**という女性と子ども数人を含む7人のパレスチナ人が死亡した他、少なくとも32人が負傷し、何人かは重傷という。2006 年 12 月 14 日に UNHCR が発表したステートメントによれば、襲撃は約3時間続き、その間イラク軍または多国籍軍による襲撃阻止の試みはなかった。さらに、民兵は救急車が死者や負傷者を病院へ搬送するのを妨害した13。

パレスチナ人地区では、イラクを 10 日以内に離れなければ殺害すると脅迫するチラシがよく見つかった。チラシではパレスチナ人を「裏切り者」、「サダム支持者」、「バース党員」、あるいは、スンニ派勢力(または「ワハビスト」)支持者などと糾弾している。例えば、2006年3月24日には、バクダッド北部のアル・ハリヤ地区に住むパレスチナ人の 100 世帯以上に彼らを裏切り者と糾弾する武装グループからのチラシが入れられた。チラシには、「数日中にこの地域を永遠に去らなければ、お前たち全員を抹殺することを警告する」と書かれてあり、自称ジャッジメント・デイ・バタリオンというグループの署名があった14。

「パレスチナ人の苦しみは自分たちが招いたものだ… シーア派は彼らがスンニ過激派やアルカイダと結束しているとみなした。シーア派の人びとの殺害にすべてのパレスチナ人が関与しており、今その報いを受けなければならない… パレスチナ人はサダム政権下でわれわれの血を食いものにした。われわれは食べ物もなく空腹だったが、彼らは満腹でぬくぬく暮らしていた。パレスチナ人は今ここを去るべきであり、さもなければ代償を払わなければならない」マハディ軍報道官であるシェイク・マフムンド・エル・ハッサニはこう語ったと報道されている¹⁵。

アル・バラディヤに住む 27 歳のタクシー運転手**ムスタファ・アフマド**は 2007 年 8 月 13 日に近くのガソリンスタンドで待っている時にマハディ軍とみられる武装集団に襲撃された。彼は拉致され車は盗まれた。2 日後、犯人は彼の携帯電話を使って家族に電話し死体を

http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/print?tbl=NEWS&id=4581769e4

¹³ UNHCR プレスリリース、2006 年 12 月 14 日。

¹⁴ ニューヨークタイムズ:「パレスチナ人がイラク国境で待っているとき、他のパレスチナ人は脅迫を受ける」("As Palestinians Wait at Iraqi Border, Others Get Threats") Kirk Semple、2006 年 3 月 25 日

<u>http://www.nytimes.com/2006/03/25/international/</u>middleeast/25iraqu.html?ei=5070&e.. ¹⁵ サンデーテレグラフ、2007 年 1 月 21 日

http://www.telegraph.co.uk/news/main.jhtml?xml=/news/2007/01/21/wirq121.xml

死体安置所から引き取るように命じた。8月16日に姉妹と女性の親戚が死体を確認し引き取るために死体安置所へ行くと、警察の許可が必要だと言われた。8月18日、警察の許可を得た後、死体を引き取った。死体を見た親戚の一人はアムネスティに、死体には各所にドリルであけた穴などのひどい拷問の跡があり、歯は明らかにペンチで引き抜かれていたと話した。また、頭部と上半身に6発も銃弾を受けていた。

4 イラク治安部隊によるパレスチナ人の逮捕と拷問

多数のパレスチナ人がイラクの治安部隊により逮捕・拘禁されており、そのほとんどがイラク内務省所属の特殊部隊によるものだ。多くの場合、拘禁されたパレスチナ人は拷問を受けている。

一例を挙げれば、2005 年 5 月、パレスチナ人の 3 兄弟、ファラジ・アブドゥラ・ムルヒム (42)、アドナン・アブドゥラ・ムルヒム (32)、アミール・アブドゥラ・ムルヒム(27)とマサド・ヌール・アル・マハディ(34)の 4 人 がイラク治安部隊に拘禁・拷問された。 5 月 12 日の夜、イラク内務省直属の部隊、ウルフ・ブリゲード (オオカミ旅団)からの治安部隊がバクダッドのバラディヤ・キャンプ内にあるバラディヤ・パレスチナ・ビルディングの共同住宅を襲撃し、バクダッドのアル・ジャディダ地区でその日起きた爆破事件の容疑者として 4 人を逮捕した。ウルフ・ブリゲードの隊員は逮捕時に 4 人を銃床で殴打したと報じられている。 5 月 13 日、当局は逮捕を発表し、衛星テレビ局アル・イラキヤで 4 人の姿が放映された。 5 月 14 日にはアル・イラキヤで 4 人が整列させられ、爆破事件を「自白」する様子が映された。この番組を見た親戚は、4 人の顔には傷があり「自白」させるのに拷問されたことを示していたと語った。外出禁止令に違反したため路上で捕まえられた一人のイラク人がこの番組に証人として出た。その男は 4 人のうちの一人をよく知っており、彼が爆破事件の犯人であると治安部隊に通報したと報じられた。この人物は「精神障害者」だとアムネスティは聞いたが、詳しい病状については知らされていない。

逮捕から数ヵ月後、4人がバクダッドのアドハミヤ地区にある重大犯罪取締局16の本部で拘留されていると知った家族は2005年7月、弁護士が4人と面会するように手配した。4人は弁護士に、バクダッドのアル・ジョウナ地区にある内務省内のウルフ・ブリゲードに拘留されていた間、27日間わたりどのような組織的拷問を受けたかを語った。ケーブルで殴打され、手、手首、指、足首、足などに電気ショックをされ、タバコの火で顔を焼かれ、床に水を張りその水に電流を流す部屋に閉じ込められた。4人はバクダッドの他の場所で起きた別の爆破事件5件についても犯行を認める自白書に署名した。起こったとされるこれら5件について弁護士が調査したところ、爆破事件は実際には起きていなかったことを示

-

¹⁶ Mudiriyat al-Jara'im al-Kubra.

す文書を入手した。4人が重大犯罪取締局に移されてからは拷問は中止されたようで、2005年8月から親戚は週一度彼らに面会できるようになった。

4 人はイラク中央刑事裁判所の命令により 2006 年 5 月 21 日にやっと釈放された。裁判所は彼らが爆破事件に関与した証拠はないと判決を下した。釈放されてから 4 人は身を隠し、その後イラクを離れた。

2005 年 5 月 22 日、パレスチナ人教師**カマル・サレーム・ガーナム**はアル・バラディヤ地区の自宅で内務省特殊部隊の武装集団によって逮捕された。2005 年 6 月 7 日、イラクのテレビ局アル・フラトは、彼と他の 2 人のパレスチナ人が爆弾攻撃を計画したことを自供する様子を放映した。2005 年 12 月 1 日に彼は釈放されたがその後再逮捕され、また釈放された。その後彼はイラクを去った。

2005年6月25日、鍛冶屋で55歳くらいのズハール・ハッサン・ガンナムはバクダッドのアル・ナエーリア地区で他のパレスチナ人6人と共にウルフ・ブリゲードのメンバーとみられる武装集団に逮捕された。6人は数週間後に釈放されたが、彼の死体が2005年7月2日に死体安置所で見つかった。死体は明らかな拷問の跡があったと報じられた。

2006年7月26日、独身で27歳のラミ・ジャマル・アリ・シャフィクが家にいたとき、バクダッドのカラダ地区にある自宅前に武装した男たちが乗った警察の車が停まった。制服を着た武装集団は家に乱入しラミを連れ去った。彼の兄弟がアムネスティに語ったところによれば、2007年7月末にたまたまアル・サラキヤ・テレビでラミを見るまで家族は彼の安否や行方がわからなかった。テレビが報じたところでは、アル・シャーブ国際フットボール・スタジアム近くに内務省に属するとされる秘密の拘禁施設があり、そこに米軍が突入し、ひそかに拘留されている何百人もの囚人を発見した。ラミを含む何人かの囚人がテレビで映された。家族は友人から、囚人たちは米軍による尋問を受けるのだと聞いたが、2007年8月15日現在、ラミの安否と行方は依然として不明のままだ。彼の兄弟はアムネスティに、家族は安否について問い合わせなかったと語った。パレスチナ人であるため怖くて内務省に問い合わせすることができなかったからだ。兄弟はさらに、内務省の建物の近くに行けば、逮捕されるか殺害されるのではないかと恐れているとも言った。

結婚して子どもがいる 56 歳の詩人で教育アドバイザーの**アリ・フセイン・アル・ジナティ** は 2006 年 11 月 21 日に殺害された。彼はアル・ガザリア地区の自宅の外で武装集団によって拉致され、車に押し込められた。アル・ワリード・キャンプにいる親戚がアムネスティに語ったことによると、銃で脅されて警察の車に無理やり乗せられるアリを近所の人が目撃したと話してくれたという。 3 時間後、警察から家族に連絡があり、アリの死体を発見

したのでアル・ガザリア警察署に死体を引き取りに来るよう命じられた。アリは頭部と胸に2発の銃弾を受けていたという。数日後、アリの上の息子で医学部を卒業したばかりの医者**ブハウディン**はアル・カドヒミヤ地区の病院の外で拉致された。後に死体安置所で見つかった彼の死体には、各所にドリルによる穴があいていたのをはじめ、明らかな拷問の跡がみられた。

2007 年 3 月 14 日、イラク治安部隊はアル・バラディヤ地区のパレスチナ人の一斉検挙をおこない、その際、銃器が使われた。UNHCR によれば、イラク警察と多国籍軍はこの強制捜査をバクダッドの治安計画の一環、あるいは「高まり」と述べた。急襲の結果、パレスチナ人一人が頭部に受けた弾丸による負傷から死亡、約 60 人が逮捕された。ほとんどが数日後に釈放されたが、4 人が拘束されたままである(以下参照)。この事件の直後に少なくとも 41 人のパレスチナ人がバクダッドから脱出しシリアとの国境に行った。UNHCR によれば、国境に着いたパレスチナ人の話では、特殊部隊によって家宅捜査を受け、家具を投げ出され、2 日以内に家を去るよう命じられたという。また、他のパレスチナ人は釈放されるまで拘禁され虐待を受けたと主張している17。UNHCR はまた、最近「拘禁された数人のパレスチナ人の家族がイラク特殊部隊のメンバーに数千ドル支払うよう強制されたという報告を受けた。拘禁中に拷問や四肢切断されないようにするためだとされる。確実に釈放してもらうにはさらに高額が要求されたと報告されている」とも述べた18。

今も拘束されている 4 人のパレスチナ人は、ラファット・マフムド・アワド、モハマド・カレド・アフマド・モハマド、サレ・ムスタファ、そしてカマルと呼ばれる人物である。 4 人は 2007 年 3 月 14 日にアル・バラディヤの自宅で警官に逮捕され、バクダッドのアル・マシュタル地区にあるアル・ラシャド警察署に連行され、そこで 15 日間拘留された。拘禁された最初の日の尋問中に彼らは殴打されたという。それから、重大犯罪取締局アル・アドハミヤ地区支署へ移された。さらに 2 - 3 週間後、アル・アンダロウス広場の重大犯罪取締局本部に移された。2007 年 7 月初旬に、中央バクダッドの内務省本部の近くにあるアル・タスフィラ刑務所に移送され、8 月中旬現在、彼らは起訴や裁判もなく今だに拘留されている。パレスチナ人弁護士と在イラクのパレスチナ人人権協会副会長サイード・モスタファ・サイード・アフマド・アル・アメル(58 歳、既婚、7 人の子どもを持つ)がこの 4 人のケースを取り上げた。2007 年 6 月 21 日に彼は車で家を出たが帰ってこなかった。3 日後、死体が死体安置所で発見され、体には拷問の跡があったという。車、携帯電話、拘禁されている 4 人のパレスチナ人に関するファイルが入った書類鞄は盗まれていた。家族は

¹⁷ UNHCR ブリーフィング・ノート「イラク:パレスチナ人居住区での特殊部隊による一斉検挙に UNHCR は困惑」("Iraq: UNHCR disturbed by security forces raid in Palestinian area")2007 年 3 月 16 日。

殺害の背後に誰がいたのかわからない。死体が見つかった数日後、サイード・アル・アメルの妻と子どもたちは身の危険を感じてイラクから脱出した。

パレスチナ人のなかには、反政府運動への関与、あるいはスンニ派反政府グループと関係がある、または支援しているなどの容疑で米兵に逮捕された者もいる。何人かは起訴も裁判もないまま現在も拘留されている。例えば、66歳になるアウニ・リファト・アル・マドヒは高血圧や糖尿病など健康問題を抱えていると伝えられるが、起訴も裁判もないまま2年半以上も拘留されている。彼は2004年12月2日にバクダッドのアル・ジャディア地区の自宅で米兵に逮捕された。米兵は明らかに彼の弟クサイ・リファットを捜していたが、見つからないため弟が自首するまでの替わりの捕虜として彼を逮捕した。アムネスティが連絡をとった彼の親戚によれば、クサイに何があったのか誰も知らない。アウニはバスラ近くのキャンプ・ブッカで拘留され続けている。家族はこれまで何回か面会に行ったが、ここ14カ月は安全上の理由から訪ねていない。

5 イラク/シリア国境にあるキャンプの状況

イラクで今も続く暴力行為や脅迫によって何百人ものパレスチナ人がバクダッドの家を追われシリアとの国境に逃げてきた。彼らはシリアへの入国を望んでいたが、生活環境の不安定なキャンプに足止めされてしまった。概して言えば、彼らを積極的に受け入れようとする国はなかったのである。

アムネスティ調査団は 2007 年 6 月にシリアで現地調査をおこなった際、シリア当局によって入国を拒否されたパレスチナ難民の状況を取り上げた。シリアは、パレスチナ自治政府が支配している地域あるいはイスラエルへの移動でない限り、パレスチナ人がシリアに入国したり領域内を通過することは許可しないと、アムネスティに説明した。また、アムネスティはシリアにある 2 つのキャンプの視察を希望したが、安全が保証できないとしてシリア当局はこれを拒否した。2007 年 7 月末、イスラエルはイラクとシリアの国境にあるキャンプで暮らしているイスラエル北部出身のパレスチナ難民 4 1 人に対し、ヨルダン川西岸地区の親族のもとで再定住することを許可した19。しかしイラクにいる別のパレスチナ難

_

¹⁹ Ha'artez:「イスラエルがイラクのパレスチナ人にヨルダン川西岸地区への定住を許可」 ("Israel to grant West Bank entry to Iraqi Palestinians", by Akiv Eldar)、2007 年 7 月 30 日。この決定は米国と国連の圧力によるものと言われているが、マフムード・アッバース のハマスへの対抗を示すものでもある。同記事によると、イスラエル政府は、イラク難民 受け入れがパレスチナ人の領地への帰還の先駆けになるとは考えていない。ヨルダン川西 岸地区に再定住する 4 1 名のパレスチナ人は、難民としてではなく、パレスチナ自治政府 の市民として登録される。

民10人によるガザ地区にいる親族に合流したいという要望は拒否された。

パレスチナ人はイラクとシリアの国境にある3箇所のキャンプに収容されており、これらのキャンプはUNHCRが管理している。

- アル・ホール・キャンプはシリア北東部のアル・ハッサカ行政区域にあり、304人のパレスチナ人が収容されている。そのほとんどが、シリアへの入国が認められた 2006 年5月以前に、イラクとヨルダンの国境で足止めされた人たちだ。残りは彼らのもとに来た近親者である。このキャンプにいるパレスチナ人に治安面の不安はない。子どもを近くのシリアの学校に通わせ、地元の医者に診てもらうこともできる。夜間はキャンプで過ごすが日中は地域内を移動することができる。だが、緊急の治療を要する場合意外、彼らがダマスカスに行けることはまずない。UNRWAと UNHCR がキャンプで暮らす難民に人道的援助を提供している。どちらの機関もパソコン研修、裁縫・編み物教室などの職業訓練を実施している。2007年6月、アムネスティはダマスカスのUNHCR職員から、アル・ホール・キャンプにいるパレスチナ難民19人が民間のスポンサーシップによってカナダへの再定住を認められたと聞いた。19人はインタビューを受け、カナダに行くのを待っている。
- アル・タンフ・キャンプはシリアとイラクの国境に位置する緩衝地帯にある。ここで暮らす389人のパレスチナ人は、2006年5月からシリア当局によって入国を拒否されている。キャンプの生活環境は厳しく、夏には気温が50度前後にもなる。また、幹線道路に極めて近いため子どもにとっては特に危険だ。アムネスティはUNHCRから、この道路で遊んでいた少年が車にひかれて亡くなる事故が最近あったと聞かされた。2007年4月25日には、テントの中の電線の火花がディーゼル缶とガスボンベに引火したことが原因とみられる火事がありキャンプは炎に包まれた。報道によれば、パレスチナ難民3人が大やけどを負い、主に子ども25人が煙を吸い軽いやけどを負った²⁰。UNHCRの担当官は、「このキャンプで火災が発生したのはこれで2回目だ。ここが、いかに人が住むのに不適切で危険かの証明であり、ここにいる難民を安全で相応しい場所に移動させる必要がある」と語った²¹。

UNHCR と世界食糧計画(WFP)がキャンプに食糧を配給している。UNRWA は医師と看護師による週一度の訪問や、巡回歯科などの保健医療サービスを提供している。また、

²⁰ UNHCR ニュース・ストーリー:「アル・タンフ・キャンプで火事、パレスチナ難民 28 人が負傷」("Fire sweeps through Al Tanf camp, injures 28 Palestinian refugees")、2007年4月25日、http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/print?tbl=NEWS&id=462f8b634

UNRWA は国連児童基金(UNICEF)と共同で学校と幼稚園を設立し、86 人の生徒が初等教育や予備教育を受け、28 人が幼稚園に通っている。UNHCR は本部のあるダマスカスからほぼ毎日キャンプを訪問して緊急に治療を必要とする人がいないかチェックし、必要に応じて患者をダマスカスに運んで治療を受けさせている。

● アル・ワリード・キャンプはイラク内にありシリアとの国境までは 3 キロしかない。 設置されたのは 2006 年 12 月で、2007 年 8 月現在、1,550 人のパレスチナ難民が暮らしている。UNHCR(ヨルダン)が管理しているが、安全上の理由で職員を頻繁に送ることができず、時には月に一度ということもある。国連機関や人道組織によると、ここは 3 つのキャンプの中でもっともひどい状況におかれている。 2007 年 5 月 13 日にアル・ワリード・キャンプを視察した UNHCR のチームは、2 日後に声明書を発表し、想像を絶するひどい生活状況であると報告した。

テント張りのキャンプは人口密度が高く、病院での適切な治療を要する呼吸器系の病気をはじめ、多くの人がさまざまな病気に苦しんでいる。だが、イラクのアル・カイムにあるもっとも近い病院までは自動車で 4 時間かかる。しかも、そこまでの道路は武装組織による攻撃に日常的にさらされている地域を通っている。キャンプが開設されてからこれまでに、6 ヵ月の乳児を含む少なくとも 3 人が治療可能な病気で亡くなっている²²。UNHCR は妊婦、バグダッドで拉致され虐待を受けたパレスチナ男性、夫と息子を殺され心に傷を受けて自殺傾向にある女性などに応急処置を施すことしかできなかった²³。そして気温の高くなる夏場になると状況はさらに悪化するであろうと UNHCR は警鐘を鳴らした。

2007 年 5 月 24 日、イラク政府代表団がアル・ワリード・キャンプを視察した。メンバーは内務省高官、国籍・旅券・居住総局長官、軍や治安部隊の高官などである。キャンプにいたパレスチナ難民にアムネスティが話を聞いたところ、代表団は、パレスチナ難民を受け入れたいと思っているアラブ国家は皆無だと述べたという。そして彼らに次の 3 つの提案をした。1)バグダッドの自宅に戻る。その場合イラク当局が彼らの安全を守る。2) 自宅に戻り、UNHCR が国外に再定住させてくれるのを待つ。3)バグダッドのアル・バラディヤに少なくとも 750 家族を収容できる安全で大規模な難民キャンプを設置するのでそこに移る。だが難民たちは、安全を保証するというイラク政府の言葉は信じられないとしてこれらの提案を拒否した。

²² UNHCR ブリーフィング・ノート、2007 年 5 月 15 日、「UNHCR、国境キャンプのパレスチナ人の状況を懸念」("UNHCR concerned about conditions for Palestinians at border camp")、http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/iraq?page=news&id=4649d40c2
²³ 同上

治安状況が悪いので、UNHCR などの国連機関や人道組織はアル・ワリード・キャンプに 常駐することができない。日中しか来られないし、それも頻繁にというわけにはいかない。 例えば、赤十字国際委員会(ICRC)は時たまダマスカスから人道救援物資を届けキャンプの 人たちに配給している。アル・ワリード・キャンプにいるパレスチナ難民はアムネスティ の電話インタビューに対し、パレスチナ人とイラク人を雇用しているイタリアン・コンソーシアム・オブ・ソリダリティ(ICS)だけが、人道救援物資をなんとか配給できている唯一の国際 NGO だと答えた。インタビューに応じたパレスチナ人によると、アル・ワリード・キャンプの生活環境は実にひどく、飲料水やパンの供給は不十分で期限が切れた食糧など が配給されることも多いという。夏場の気温は高く、目を開けていられないような砂嵐が吹き、毒蛇やさそりなどの危険な動物がはびこっている。

なかでも深刻な問題が医療へのアクセスだ。医薬品は不足しているしキャンプに医師は一人しかいない。ICS が 2 週間に一度、危険な道を 4 時間運転して重症者をアル・カイムの病院に搬送している。もっとも多いのが喘息だ。キャンプで暮らす人の中には重い心臓病や癌などの人もいる。シリア政府は 2007 年 8 月初め、症状の重いパレスチナの若者 4 人に対し治療のためにキャンプからシリアへ入国することを認めた²⁴。4 人のうち 2 人は治療期間中親族と共にシリア国内にとどまることを許可され、あとの 2 人は専門医の治療を受けるために第三国に出国する²⁵。UNHCR は 2007 年 6 月末、キャンプにいるパレスチナ難民のうち少なくとも 12 人が緊急の治療を必要としていると報告した²⁶。

アムネスティは電話で話を聞いたパレスチナ人だけでなく、ダマスカスにいる救助活動家 たちからもアル・ワリード・キャンプには深刻な治安上の問題があるとの情報を得ている。 近くに駐留しているイラク治安部隊がキャンプを頻繁に訪れるらしく、パレスチナ人は恐怖を感じている。時にはパレスチナ人に対して悪態を吐く治安部隊の兵士もいる。 さらに 難民たちは、武装勢力と多国籍軍およびイラク軍との衝突がキャンプの近くで数多く発生 していることについて詳しく語った。また、ナンバープレートのない車に乗った正体不明 の人間もキャンプにやって来る。報告によるとこうした外部の人間はキャンプの女性や少女に性的嫌がらせをおこなっている。

6 国際法

²⁴ ロイター通信、2007年8月

²⁵ 同 上

²⁶ UNHCR ニュース・ストーリー、「シリアとの国境に足止めされるパレスチナ人 - 切実に求められる援助」、("Palestinians stuck on the border with Syria in desperate need of help")、2007 年 6 月 26 日、

http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/iraq?page=news&id=468112b094

イラクの武力紛争を統制する国際的な法的枠組みは、条約や国際慣習法に盛り込まれている規則と原則で構成されている。国際慣習法は武力紛争の当事者全員に適用される。現在のイラクの状況は、紛争の当事者がイラク政府および多数の国内武装勢力であり、非国際的武力紛争に分類される。紛争自体は非国際的武力紛争だが、多国籍軍の存在によって国際化している。従って「国際的性質を有しない武力紛争」に適用されるジュネーブ4条約の共通第3条が適用される。この共通第3条は国際慣習法の規則でもある。また、非国際的武力紛争の際に適用される慣習国際人道法の規則も適用される²⁷。さらに、国際人権法がイラク軍と多国籍軍の行為に適用される²⁸。

国際人道法や人権法などの国際法には非差別の原則があまねく反映されている。慣習国際人道法では、「国際人道法の適用に際して、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教もしくは信条、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生またはその地の地位またはその他類似の基準による不利な差別を禁止する²⁹」としている。そして、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)」の締約国であるイラクは³⁰、その第 2 条(2)に従って、すべての人の人権を差別することなく尊重し擁護しなくてはならない。

国際人道法の下では、武力紛争の当事者は常に非戦闘員(市民、捕虜、負傷者、病人など)と戦闘員、民用物と軍事目標を区別しなくてはならない。市民などの非戦闘員や民用物への攻撃はいかなる場合も許されない。この原則は「区別の原則」として認知され、ジュネーブ4条約および2つの追加議定書に明記されている。区別の原則は慣習国際人道法の規

.

²⁷ イラクの武装勢力に適用される国際法に関する議論は、アムネスティ・インターナショナル、「イラク:武装勢力による虐待」("Iraq: In cold blood: abuses by armed groups"AI Index: MDE 14/009/2005)、2005 年 7 月 25 日を参照

²⁸ 国際司法裁判所は、人権法の効力が武力紛争時にも発生していると判断した。「パレスチ ナ占領地における分離壁建設の法的帰結」("Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory")、2004年7月9日の勧告的意見、ICJ Reports 2004 参照。国連自由権規約委員会、一般的意見 31「自由権規約締約国の一般的法的義務の 性質」("Nature of the General Legal Obligations Imposed on State Parties to the Covenant on Civil and Political Rights")、UN Doc. CCPR/21/Rev.1/add.13.も参照 ²⁹ Jean-Marie Henckaerts and Louise Doswald-Beck、「慣習国際人道法上下2巻:第1 巻法規、第2巻実践」(*"Customary International Humanitarian Law"*, 2 volumes: Volume I. Rules, Volume II. Practice(2 Parts)), Cambridge University Press, 2005, Rule 100 30 イラクは 1971 年に ICCPR を批准(1976 年発効)している。いかなる方法によっても、 イラクの政権交代で国内における人権法の適用が終了または変更されることはない。 ICCPR の履行を監視する自由権規約委員会は次のように述べている。「規約に記されている 権利は締約国の領域内の住民が有する。ひとたび規約に基づいて権利を保障された以上、 長年にわたる慣行が証明するように、そうした保障は領土に付随しており、締約国の政権 交代にかかわらず引き続き住民が有すると、一貫して自由権規約委員会は考える」: 自由権 規約委員会:一般的意見 26:義務の継続、1997 年 12 月 8 日、CCPR/C/21/Rev.1, para4. 参照

則でもあり、国際的あるいは非国際的武力紛争にかかわらず、紛争当事者全員を拘束する。 国際人道法では、市民とは紛争当事者の軍隊の一員でないすべての者をいう³¹。軍隊の構成 員は、紛争当事者に対して責任を負う指揮の下にある、民兵組織や義勇軍を含むすべての 組織された軍隊、集団および団体から成る³²。

共通第3条では保護の対象を敵対行為に直接に参加しない者にまで広げている。そして、「すべての場合において」こうした者に対しては、「人種、皮膚の色、宗教もしくは信条、性別、出生もしくは財産またはその他類似の基準による不利な差別をしないで人道的に待遇しなければならない」と規定している。共通第3条ではまた、こうした者に対する一定の行為を「いかなる場合にも、また、いかなる場所でも」禁止している。例えば、「(a)生命及び身体に対する暴行、特に、あらゆる種類の殺人、四肢切断、虐待及び拷問;(b)人質をとること;(c)個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇」などである。

慣習国際人道法の下では、国際的および非国際的武力紛争での行為に関して戦争犯罪責任が生じる。戦争犯罪に相当する行為としては、殺人、拷問または非人道的な待遇、人質をとること、市民を故意に攻撃すること、人道的援助または平和維持活動にかかわる者を故意に攻撃すること、市民・民用物と戦闘員・軍事目標を区別するという国際人道法の基本原則に違反する無差別攻撃、などがあるが、これだけに限定されない。

この報告書の事例が示すように、パレスチナ人に対する殺人、誘拐、拷問や非人道的な待遇、市民や民用物に対する攻撃といったイラク武装勢力の行為の多くが戦争犯罪に該当するであろう。

イラク政府と多国籍軍は、人権基準を尊重し、イラクにいるすべての人の人権を国籍に関係なく擁護する義務を負っている。ICCPR 第7条に規定されている拷問、または残虐で非人道的もしくは品位を傷つける待遇もしくは刑罰などの禁止は、国際法の下では絶対である。拘禁中のパレスチナ人がイラクの治安部隊によって拷問されたり虐待されたと主張した場合、イラク政府はその主張を調査し、容疑者を法に基づいて裁き、被害者に十分な補償をする義務を負っている³³。拷問によって得られた証拠は被拘禁者に対する司法手続きに使用してはならない³⁴。

人権法の下では、何人も恣意的に逮捕されたり拘禁されたりしない。何人も、法律で定め

³¹ 第一追加議定書、第50条

³² 第一追加議定書、第43条

³³ ICCPR 第3条

^{0.}

³⁴ 自由権規約委員会、一般的意見 20:拷問および残虐な待遇または刑罰の禁止(第7条)に関する一般的意見 7 にかわるもの、1992 年 3 月 10 日参照

る理由および手続きによらない限り、その自由を奪われない(ICCPR 第 9 条(1))。また、ICCPRでは、逮捕される者は、逮捕時に逮捕理由を告げられ、その後速やかに起訴内容が告げられなければならない、と規定している。

さらに、第9条では、「刑事上の罪に問われて逮捕または拘禁された者は、裁判官または司法権の行使が法律によって認められた他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利または釈放される権利を有する。裁判に付される者を拘禁することが原則であってはならない。しかし、釈放に当たっては、裁判その他の司法手続きのあらゆる段階での出頭および必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる」と規定している。

すべての国は、深刻な人権侵害を受ける危険がある国へいかなる者も送還してはならないと義務づけられている(ノン・ルフールマンの義務)。これは国際法において慣習的規範であり、すべての国を拘束する。この義務は、自国の領域内にいる人を追放してはならないだけでなく、入国を求めている人に対しても拒絶してはならないことを意味する。

ノン・ルフールマンの原則は、難民条約や拷問禁止条約などにも示されている。ヨルダンとシリアは共に拷問禁止条約の締約国であり、その第3条には、「締約国は、いずれの者をも、その者に対する拷問が行われる恐れがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還(ルフール)し又は引き渡してはならない」と述べられている。

7 結論

イラクのパレスチナ難民は、一部の政党や宗教グループとつながりがあるとみられる武装集団によって、拉致、人質に取る行為、殺人、拷問、虐待などの深刻な人権侵害にさらされている。彼らが標的にされる理由は、シーア派に対して差別と重大な人権侵害をおこなった旧サダム・フセイン政権下で優遇されていたとされる少数派だからだ。パレスチナ難民は主にスンニ派アラブ人なので、多国籍軍やシーア派が多数を占める政府への攻撃に関与するスンニ派イラク人の支援者やシンパではないかと疑われている。多くのパレスチナ人が同じ理由でイラクの治安部隊に逮捕され拘禁されている。拘禁中に拷問を受けたとされる人もいる。パレスチナ人への攻撃は、2006年2月22日にサマラにあるシーア派の聖堂が爆破されてから急激に増加した。

少なくとも 2,100 人のパレスチナ難民が、シリアとの国境に設けられた 3 箇所の仮設キャンプに足止めされている。これらのキャンプの状況はひどく、苦境に対する明確な解決策もなく、とりわけアル・ワリード・キャンプのパレスチナ難民は劣悪な環境におかれてい

る。

イラクにはまだ1万5千人のパレスチナ人がいるが、この報告書にもあるように、武装勢力の攻撃およびイラク治安部隊による深刻な人権侵害を受けやすく、早急に保護する必要がある。イラク政府も多国籍軍もこの難民コミュニティに対して有功な保護を提供できていないし、提供する意志もない。UNHCRではこれまで数多くの機会に、イラク政府と多国籍軍に対してイラクのパレスチナ難民への治安を強化し法的保護を提供するよう求めてきた。

8 勧告

イラク政府に対して:

- アル・ワリード・キャンプとアル・タンフ・キャンプのパレスチナ難民に対し、定期 的かつ十分な食糧、水、医薬品、医療サービスの提供など彼らのニーズに応えるべく、 迅速な支援をおこなうこと。
- 武装勢力や民兵組織による攻撃を調査し、責任者を死刑適用のない公正な裁判で裁く こと。
- パレスチナ人やその他の被拘禁者に対するイラク治安部隊による拷問や虐待の申し立てを、迅速かつ公平に調査すること。
- 自由を拘束されているパレスチナ人などを、承認できる罪状で起訴し、迅速に公平な 裁判にかけるか、または釈放すること。
- イラク政府当局者によるパレスチナ人の権利の侵害を容認せず、調査し、責任者には 死刑を科することのない法の裁きを受けさせると明確に指示すること。
- 武装勢力から脅迫を受けたり虐待の危険にさらされているパレスチナ人を含め、イラクにいるすべてのパレスチナ人の保護を保証すること。

多国籍軍、特に米国政府に対して:

- ◆ イラクにいるパレスチナ人に対して保護を提供すること。
- 拷問や虐待に対する保護手段が十分講じられるまで、パレスチナ人やその他の被拘禁 者がイラク治安部隊に引き渡されないよう保証すること。
- イラクおよびシリア政府と協力して、イラクとシリアの国境付近にある3箇所の難民 キャンプにいるパレスチナ難民に、経済的、技術的、現物支給などの支援を通して、 早急な援助を保証すること。
- イラクから逃れてきたパレスチナ難民およびイラクに残留しているパレスチナ難民の 米国への再定住を促進するための手段を早急に講じること。その際、もっとも弱い立 場にある人たちを優先すること。また、難民受け入れは形ばかりの最低限の人数を大

きく上回るものとし、イラク紛争で避難民となった人たちの再定住を全般的に増加させるための一環として、現在の危機に対する解決策のかなりの部分を構成するものでなくてはならない。

シリアおよびヨルダン政府に対して:

- 迫害からの保護を求める者の入国を許可する国際法上の義務に従って、イラクからの 退去を希望するパレスチナ難民の領域内への入国を認めること。
- 偽造パスポートでイラクを出国したパレスチナ難民が逮捕されたり、その他の形の処 罰をされたりしないよう保証すること。
- イラクからくるパレスチナ難民の人権を十分尊重し擁護すること。

イラクと国境を接する国、アラブ諸国、欧州連合、その他国際社会のメンバーに対して:

- 共同責任を担うという観点から、UNHCR、シリア政府、ヨルダン政府と積極的に協働し、イラクからのパレスチナ難民とイラクに残留しているパレスチナ難民を再定住させること。その際、再定住に関する UNHCR のガイドラインに従い、もっとも弱い立場にある者を優先すること。
- 武器の移送を中止して、装備がイラクの国際人道法違反と深刻な人権侵害に使用されないようにすること。

イラク武装勢力のリーダーに対して:

- パレスチナ難民など市民に対する、拉致、人質を取る行為、処刑、拷問や虐待、殺人 や拉致の脅しを含む、あらゆる攻撃を即座に中止すること。
- 国際人道法の尊重を公に約束すること。
- ・ 市民に対する攻撃やその他の国際人道法に違反する行為は容認しない旨を、すべての 兵士と支援者に明確に伝えること。
- 国際人道法に対する重大な違反を犯した疑いのある者をその地位から外すこと。

イラクやその他の地域で影響力を行使している宗教指導者やコミュニティリーダーに対して:

● パレスチナ難民を含む市民に対する武装勢力による無差別かつ過度の攻撃、人質を取る行為、処刑、拷問や虐待などを含むすべての攻撃を公に非難すること。また、そうした行為が正当化されることはなく、いかなる状況下でもおこなわれるべきではないと宣言し、広く知らせること。